

令和元年6月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和元年6月21日(金)

午後3時00分 開 会 午後4時2分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	八 角 憲 男
委 員	安 藤 清

4 出席職員

学校教育課長	北村 卓	社会教育課長	林 秀行
学校教育課主幹(教育総務室長)	佐久間洋子	学校教育課課長補佐	小関 宏昌
学校教育室長	井上 新治	学校給食センター所長	高木 利雄
市民センター所長	高塚 優	スポーツ振興室長(兼体育館長)	飯笹 博充
文化財・ジオパーク室長	小川 正俊	銚子高等学校事務長	高森 良文

5 議題等

議案第 4 号 銚子市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
議案第 5 号 銚子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について
議案第 6 号 銚子市野球場広告物規則の一部を改正する規則制定について
議案第 7 号 令和2年度銚子市立高等学校第1年次入学者選抜要項について
報告第 1 号 幼児教育の無償化について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和元年6月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

5月29日に開催いたしました令和元年5月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、八角委員、安藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第4号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第4号「銚子市学校給食センター運営委員会の委員の委嘱について」ご説明いたします。現在、委嘱しております銚子市学校給食センター運営委員会委員の任期が令和元年6月30日をもって任期満了となりますので、新たに委員を委嘱しようとするものです。委員として委嘱しようとする方々は、各関係機関から推薦のありました14名です。委員個々の氏名等は、名簿に記載のとおりですので、省略させていただきます。委員の任期につきましては、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第5号を議題といたします。
議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第5号「銚子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」提案理由を説明します。議案第5号の数ページ後ろにあります新旧対照表をご覧ください。この表は、体育館備え付けの器具の貸付料を定めたものですが、今回の改正は、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、器具貸付料の額を改正しようとするものです。具体的には、内税で表記してある現在の器具貸付料を100分の108で除し、税抜き金額を求め、この際、10円単位に切り上げたうえで、これに100分の110を乗じて得た額を求め、使用者の利便性を考慮し、最終的に、10円未満の端数を切り捨て、10円単位の額としています。なお、この算出方法は、現在、令和元年6月市議会定例会に提案している銚子市使用料及び手数料条例の改正と同様の方法で、市としての統一的な取り扱いとなっています。器具の貸付料は、10種類で、全部で48項目が定められており、算定方法に基づき、改定額を算定しています。以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

市議会で決定したら、10月1日から適用されるということでしょうか。

【社会教育課長】

今回の市の使用料の改定は、国の消費税の改正に合わせて行うものですから、国の施行日が変わった場合は、その施行日に合わせて、規則の施行日も変更いたします。

【鈴木委員】

そうしましたら、国の消費税が見送りになった場合は、そのままということですか。

【社会教育課長】

そうなります。現在の改正規則が10月1日に施行することになっていますので、この施行日を改正する規則を作ることになります。例えば、国の施行日が令和2年10月1日に変更になった場合は、「令和元年10月1日」となっている現在の施行日を「令和2年10月1日」に変更する新たな改正規則を制定することになります。

【伊藤委員】

昭和49年に定めて、その後この使用料はどのような改正があったのですか。

【社会教育課長】

この規則の初めに書いてある昭和49年銚子市教育委員会規則第1号というのは、

この規則が最初に作られた時の表示であります。その後、消費税の改正等の度に使用料は変更になっています。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第6号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第6号「銚子市野球場広告物規則の一部を改正する規則制定について」提案理由説明します。議案第6号の新旧対照表をご覧ください。この規則は、野球場の外周にある塀の内側に表示する広告物について、許可及び基準、並びにその手続きを定めたものです。

今回の改正は、先ほどの器具貸付料と同じく、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、広告料の額を5,400円から5,500円に改正しようとするものです。以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【八角委員】

昨年度の広告収入の実績はどれくらいですか。

【社会教育課長】

広告の掲載はなく、収入の実績がございません。

ここで、これまでの経緯をご説明させていただきますと、昭和48年の若潮国体開催される前までは掲出されていましたが、若潮国体が開催されるにあたり野球場改修の際にその広告は撤去され、その後、再募集をかけたところ、参入する業者は無かったとのことです。これまで40年以上参入する業者が無かったことから、今回、この

規則を廃止することも検討しましたが、銚子市では財政状況が厳しいことから歳入確保の一環として残すこととしました。

【八角委員】

現在、広告募集の広報活動は何かしていますか。例えば、広報ちょうし等への掲載はしていますか。現在の広告料はかなり安いと思うのですが。

【社会教育課長】

現在は行っていません。今後、広告募集をする必要があると考えています。

【鈴木委員】

広告の掲出を野球場にした際に、それを目にするのができるのは野球場の開放日数だと思われませんが、年間に何日くらい開場しているのですか。

【スポーツ振興室長】

土日は使用されていることが多いですが、平日は少なくシニアクラブやグランドゴルフ協会のグランドゴルフが月に1、2回の使用となっています。また、1、2月は芝の養生期間で貸出しをしていません。

【社会教育課長】

平成30年度の貸出し実績は貸出し日数割る開館日で34.8パーセントでした。

【鈴木委員】

広告料とは広告の作成代ですか。

【スポーツ振興室長】

広告の作成費は掲載者の負担になります。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第7号を議題といたしますが委員の皆さんにお諮りします。議案第7号は市立銚子高校の入学者選抜の案件で、公表前のため、審議は非公開にし、公表は県立高等学校に合わせる必要があるため、議事録の公開は、県の教育委員会会議で議決した以降にいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第7号は非公開とし、議事録への記載は県の教育委員会会議で議決した以降とすることとします。

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

日程第5 議案第7号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第7号「令和2年度銚子市立高等学校 第1年次入学者選抜要項について」ご説明申し上げます。本議案は、令和2年度の銚子市立銚子高等学校第1年次の普通科及び理数科の入学者選抜要項を定めようとするものです。本要項は、令和2年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項に準じ、市立高校の募集定員、選抜枠、期待する生徒像、検査の内容等を定めるものです。令和2年度入学者選抜は、昨年度と同様に前期選抜と後期選抜で、学力検査が2回行われます。日程ですが、前期選抜は2月12日・13日に、後期選抜は3月2日となっております。前期選抜は、1日目に県共通の学力検査を5教科各50分で行います。2日目に各高等学校ごとの検査を行います。後期選抜は、県共通の学力検査5教科各40分と必要に応じて面接等の検査を1日で行うこととなります。

この方式での入試はこれが最後となり、令和3年度入試より、前期・後期が1回にまとめられ実施されます。

それでは、令和2年度銚子市立高等学校第1年次選抜要項について説明します。日付の変更が主になりますが、文章の語尾に、こと、追加、文中の期間を、受付期間に変更、また、期間を、期日に言い換えるなど、内容に影響のない部分が7箇所変更になっております。1ページをご覧ください。第1、募集定員は、昨年同様全日制の課程、普通科・理数科のくくり募集とし、320名とします。第2、前期選抜は前期選抜に関して、募集人員、提出書類、検査の期日、検査の内容、選抜方法等を定めてあります。前期選抜で募集する人数は、普通科にあつては、募集定員の30%以上60%以内と定められています。市立高校ではくくり募集をすることから、普通科の上限の60%に合わせることにします。募集定員は320名ですので、前期選抜の予定人員は192名となります。

大きな2の入学許可候補者、内定者の選抜枠及び期待する生徒像について、期待する生徒像については、そこに記載されている通りで、昨年度との変更点はありませんので前年度と同様です。

2ページに移ります。4番、検査の内容については、第1日目は、5教科の学力検

査を行います。第2日目は、各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか1つ以上の検査を実施することになっています。市立高校では、昨年度同様、自己表現を実施することとします。自己表現につきましては、40分の時間で、日本語又は英語での記述による自己表現、又は実技による自己表現を選択することになります。5番、選抜方法については選抜方法の中に、算式1として、「 $X + \alpha - m$ 」という式が出てきます。これは、各中学校から提出された調査書の点数を補正する式です。いわゆる、内申点です。どの中学校も適切な点数の算出方法で調査書を作成しますが、残念ながら、中学校間に格差が発生してしまいます。その差を補正して、公正な判定を下すために用いる式がこれです。

4ページに移ります。第4、後期選抜については、5、検査の内容についてですが、各教科40分の学力検査に加え、面接を実施します。4から5ページの6、選抜方法についてです。(2)のイのKの値は、例年通り1とします。Kとは、入試の合否判定の際、調査書の比重をどれぐらいにするのかという数字です。合否の判定は、学力検査の点数、中学校から提出された調査書、その高校独自に行う作文や面接の点数等を合計して行います。合計する際、調査書の点数を何倍にして計算するか、その掛ける数がKです。ほとんどの高校が、調査書の点数はそのまま、つまり、1で計算しますが、学力検査以外の部分の比重を高く評価したい場合は、2や3にします。8、第2次募集等の検査内容については、すべての高校において面接を実施し、さらに、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか1つの検査を実施することになっています。市立高校では、面接と作文を実施することとします。その他、選抜に係る日程、手続き等につきましては、全て県に準じます。

選抜実施要項に加え、銚子市立高等学校の通学区域に関する規則及び銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱を添付してございます。銚子市立高等学校の通学区域に関する規則は、志願することのできる居住地の範囲を定めたものです。また、銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱は、特別な事情にあるものの志願等について定めたものです。ともに、昨年度との変更箇所はありません。近隣市町の教育委員会や中学校へは、選抜要項に通学区域に関する規則及び志願の特例に関する要綱を添えて配布します。県からは、市立高校も含めた公立高等学校入学者選抜実施要項が、8月20日以降に配布される予定です。以後、市立高校の入学者選抜については、県立高校と歩調を合わせて実施してまいります。以上、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

数年前に自己表現の試験に関して、「既に決まっているのではないか」「そういう志願者に対して試験してしかるべき点数を付け、それ以外の志願者に対してはそうではない」というようなことが明るみになって県立高校では混乱がありました。これにつ

いてはどのように対応したのでしょうか。

【教育長】

このことにつきましては、幕張総合高校で大きな問題となりました。県から県立高校、市立高校に対して指導がありました。市立銚子高校につきましても、それまで幕張総合高校にあったような部活で入れるようなことがなかったわけではなかったようです。その辺については大幅に変更し、実技で受験した生徒と実技以外で受験した生徒の差が大きく出ないように県からの指導がありましたので、それに揃えました。そのため以前より実技で受けた生徒と学力で受けた生徒の差がでないようになり、それ以降教育委員会へも不信感を持ったような問い合わせはありません。

【安藤委員】

来年度の入試についての公表は8月以降の県に合わせるということですが、再来年度の募集定員の変更については、どのようなスケジュールで公表されるのでしょうか。

【学校教育課長】

公表の時期につきましては6月市議会での答弁でも、これから検討してまいるとしています。正式に決定しましたら教育委員会定例会で報告してから公表していくということになります。

【教育長】

協議会で募集定員を減らすという方向性は得ましたが、教育委員会定例会では決定していませんので、改めて決定していくことになります。市議会の答弁では、新しい入試制度に変わった時に1クラス減らす方向でいきますと言ってあります。「決定ですか。」という質問がありましたので「ほぼ決定です」と回答しています。1クラス減らすことについては、事前に県に問い合わせをして、市議会でも答弁してもいいか確認してあります。次は地域の中学校にどのような形で令和3年度入学生から募集定員が変わることを周知していくかについて、市立銚子高校の校長と教育委員会で協議して進めていきます。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第7号は、原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第6 報告第1号について、所管課長から説明をお願いします。

【学校教育室長】

報告第1号「幼児教育の無償化について」説明します。子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行することとなり、幼児教育の無償化が実施されます。銚子市では、幼稚園のサービスに関しては教育委員会学校教育課学校教育室が、幼稚園以外の保育サービスに関しては子育て支援課が担当します。無償化実施に当たり、主に幼稚園に関する無償化の概要について、お手元に配布しました資料に基づき説明します。今回の無償化は、幼稚園を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの保育料などの利用料が月額2万5,700円を上限に無償化されます。無償化の期間は、満3歳となった日から小学校入学前までです。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、食材料費のうち、おかずなどの副食の費用が免除されます。2枚目、両面コピーの資料は裏面をご覧ください。一番上に記載の幼稚園の預かり保育について、説明します。幼稚園の預かり保育は、保育の必要性の認定、を受けた利用者に限り、利用料月額1万1,300円を上限に無料となります。保育の必要性の認定とは、利用者が市へ申請し、保育所へ入所申込する際の要件と同等であると市が認定することです。今回の無償化に伴う給付などは、市が行うこととなっています。無償化に伴う給付費の国・県・市の財源構成ですが、市立幼稚園に係るものは市が全額負担します。私立幼稚園の保育料と預かり保育に係る給付は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担します。私立幼稚園の対象者に対する副食費の給付は、国・県・市それぞれ3分の1を負担します。県・市の地方負担分は、地方交付税基準財政需要額に算入される予定です。なお、令和元年度において無償化に要する経費は、全額国費負担となります。

無償化関係事務の進捗状況について、説明します。5月に私立幼稚園2園に対して、幼児教育無償化の制度を説明しました。6月7日に千葉県主催の内閣府職員からの市町村職員向け説明会が行われ、事務手続き等の確認をしたところです。今後は、6月中に制度を説明したパンフレットを市立・私立幼稚園を通じて保護者に配布し、制度の周知を図っていきます。事務手続きに関してですが、市立幼稚園を利用する子どもの保護者に対して新たに手続きをするものは予定していません。私立幼稚園は、無償化を受けるために申請手続きが必要になりますので、申請手続きの案内を配布し、後日申請書を提出していただきます。9月は、この申請に対して、認定等通知書を申請者に送付します。市の無償化に係る予算は、9月市議会に補正予算を提案、条例も予算同様9月市議会に提案、その他の規則等は10月実施までに整備します。10月以降の事務は、市立幼稚園は、対象者に対し、副食費の減免を行うこととなります。保育料は、全ての方が無料となりますので、口座振替依頼などの事務が不要となります。

私立幼稚園は、市が私立幼稚園に対して入園料・保育料相当分の給付額を送金します。保護者は、これまで私立幼稚園へ支払っていた保育料などを支払わない形とし、私立幼稚園は、利用者から受け取っていた保育料などを市から受け取る形とする現物給付を考えています。また、預かり保育は、利用した分の金額に応じて給付しますので、その実績を確認し、後から保護者へ支払う償還払いとする予定です。食材料費の給付も同様とする予定です。これらの事務は、すべて私立幼稚園を経由して行う予定で、取りまとめ等に私立幼稚園の事務負担が多くなります。事務に関してはなるべく配慮して私立幼稚園の事務負担が軽減できるよう、努めていきたいと考えています。なお、保育所・認定こども園・認可外保育施設・就学前障害児の発達支援・一時預かり保育を利用した場合も無償化の対象となっています。幼児教育・保育の無償化の主な例を添付しましたので、ご参照ください。以上で、報告第1号の説明を終わります。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

【鈴木委員】

幼児教育の無償化の対象となる認可外保育施設には5年間の猶予を設けると書いてありますが、銚子市内の保育施設は全て適用されるのでしょうか。

【学校教育室長】

現在、認可外の保育施設はありません。保育園は全て認可されています。幼稚園につきましても、新子育て制度が平成27年度から始まっており、現在、市内では銚子幼稚園と飯沼幼稚園が新制度に移行してはいませんが、そちらも今回の幼児教育無償化の対象とはなっています。幼稚園としての認可は受けていますので認可外ではありません。

【教育長】 閉会宣言 午後4時2分

以上をもちまして、令和元年6月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和元年7月24日

署名委員 安 藤 清

署名委員 八 角 憲 男